

日進市市民参加及び市民自治活動条例
第 27 条に規定する定期的な評価の
検討結果について



令和 2 年 3 月 3 0 日
日進市自治推進委員会

1 はじめに

「日進市市民参加及び市民自治活動条例(以下「条例」という。)」の施行を受け、日進市自治推進委員会では、条例第 27 条の規定に基づく「定期的な評価」について、平成 28 年 3 月の答申で、今後は「市民参加」に関して対象事項の性質ごとの手法を定め、手続きの実施を評価することと、「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」について定量的な指標と定性的な指標の組み合わせによる評価と対象に応じた支援等の評価について、引き続き整理・検討を進めることを求めました。

この答申を踏まえ市民主体の自治のさらなる推進のため、市民参加手続きの評価及び市民自治活動にかかる望ましい評価について、慎重かつ積極的な審議を進めてきました。

2 市民参加手続きについて

市民参加については、条例第 7 条に規定する「市民参加の手続の対象事項」に該当する事項の手続が、条例第 8 条に規定される 2 つ以上の方法により実施されているかの確認となります。確認方法としては、条例第 9 条及び第 7 条第 3 項に規定する「当該年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況」及び「前年度において市民参加の手続を行わないこととした理由」の取りまとめを主に行っており、2 つ以上かつ望ましい手続による組み合わせ方法による実施が全庁的に定着されたものと確認できました。

表 1：市民参加手続の対象と方法

	基本構想		基本条例		義務権利条例		生活影響制度		公共用施設 設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
ワークショップ	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○
パブリックコメント 手続	◎ (必須)	◎ (必須)	◎	◎	○	◎ *	○	◎ *	○	○
意向調査	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
意見交換会・ 公聴会	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○
説明会	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

凡例 ◎：非常に適している ○：適している

* 義務権利条例又は生活影響制度の改廃については、内容変更の伴うものは制定時と同様に、説明会等が適している。ただし、内容変更を伴わない軽易な改正の場合は、パブリックコメント手続も適した方法となる。

3 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項の評価

市民自治活動の評価については、条例第 21 条に規定する「市の執行機関の施策」に規定される市の執行機関が行うべき支援等の評価指標の設定について評価します。

第 21 条 市の執行機関の施策

第 21 条 市の執行機関は、市民自治活動を支援し、コミュニティとの協働を推進するために、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 日進市が設置する活動拠点の管理運営に関すること。
- (2) 市民自治活動への助成に関すること。
- (3) 市民自治活動に関する情報の受発信に関すること。
- (4) コミュニティにおける交流の場づくりに関すること。
- (5) コミュニティ及び市職員の人材の育成等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民自治活動の支援及び協働の推進に必要なこと。

2 市の執行機関は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たり、必要に応じてコミュニティと連携を図るよう努めるものとする。

評価指標として、経年変化を把握する定量的指標（基本指標 表 1）と、さらに詳細に評価をするため、市民意識調査等を活用した定性的指標（表 2）を組み合わせ、評価、分析します。

表 1：経年変化を把握する定量的指標＝基本指標

（基準：不変的かつ経年変化を把握する必要があるもの）

対象	対応する 条例各号	基本指標
テーマ型 コミュニティ	(1)	にぎわい交流館登録団体数
	(1)	にぎわい交流館会議室利用者数、団体利用件数
	(1)	中央福祉センター登録団体数
	(1)	中央福祉センター会議室利用者数、団体利用件数
	(2)	市民自治活動団体との協働事業数
	(2)	大学との協働事業数
	(3)	にぎわい交流館チラシ設置件数
	(5)	市民の NPO・ボランティアへの参加率
地縁型 コミュニティ	(4)	市民の NPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率
	(4)	地域活動への参加率 (地域の行事・お祭り等イベント)
	(4)	地域活動団体数

		(自主防災会、自主防犯会、子ども会、老人クラブ、家庭教育推進委員会、つどいの場(ほっとカフェ、ふれあい・いきいきサロン、ぷらっとホーム、にっしん体操スポット))
	(5)	地域活動への役員等としての参加率
	(6)	区・自治会加入率

表2：基本指標（定量的指標）と組み合わせて評価する定性的指標

対象	定性的指標
テーマ型 コミュニティ	市民活動がしやすいと感じる団体の割合
	市民活動が活発であると感じる団体の割合
地縁型 コミュニティ	地域活動が活発であると感じる市民の割合

◎評価・分析

1 基本指標による評価・分析

(1) 経年の数値等を比較、分析

(2) 市民活動団体の精力的活動割合分析

市民自治活動の拠点施設であるにぎわい交流館と中央福祉センターの利用状況を、その登録団体（人数）の状況と比較することにより、活動状況を分析します。

① 団体ベース

- ・にぎわい交流館会議室等利用団体数 / にぎわい交流館登録団体数
- ・中央福祉センター会議室利用団体数 / 中央福祉センター登録団体数

② 人数ベース

- ・にぎわい交流館会議室年間利用者数 / にぎわい交流館登録団体構成員数
(年間)
- ・中央福祉センター会議室年間利用者数 / 中央福祉センター登録団体構成員数
(年間)

(3) NPO・ボランティア活動の活性化状況分析

「市民のNPO・ボランティアへの参加率」と「市民のNPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率」の両者を下記のグラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで、地域ごとのNPO・ボランティア活動の現状を把握し、地域ごとの特徴にあった支援の方向性を探ります。

【市民のNPO・ボランティアへのスタッフとしての参加率】

		高		
低	役員・スタッフ等 で関わる者は多い が、住民の参加が 少ない。	望ましい状態		高 【市民のNPO・ボラ ンティアへの参加率】
	役員・スタッフ等 で関わる者も住民 の参加も少ない。	住民の参加は多 いが、役員・スタ ッフ等で関わる 者は少ない。		
		低		

(4) 地縁型コミュニティのクロス分析

「区・自治会加入率」と「地域活動への参加率」の両者を下記グラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで地域ごとの地縁型コミュニティの現状を把握し、地域ごとに状況に応じた支援の方向性を探ります。

【地域活動への参加率】

		高		
低	加入者は少ないが 一部が積極的	望ましい状態		高 【区・自治会加入率】
	加入者も少なく 姿勢も消極的	加入者は多いが 姿勢が消極的		
		低		

2 定性的指標による評価・分析

(1) 経年の数値等を比較、分析

(2) 市民活動の活性化状況分析①

「市民活動が活発であると感じる団体の割合」と「市民活動がしやすいと感じる団体の割合」の両者を下記のグラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで市民活動の活性化状況を把握し、状況にあった環境の整備等の方向性を探ります。

【市民活動が活発であると感じる団体の割合】

		高	
低	市民活動は活発だが環境は整っていない	望ましい状態	高 【市民活動がしやすいと感じる団体の割合】
	市民活動が不活発で、環境が整っていない	市民活動はしやすい環境だが不活発	
		低	

3 基本指標と定性的指標を組み合わせ、評価・分析

(1) 地域コミュニティの活性化状況分析

「区・自治会加入率」と「地域活動が活発であると感じる市民の割合」の両者を下記グラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで地域ごとの活性化状況を把握し、地域ごとに状況に応じた支援の方向性を探ります。

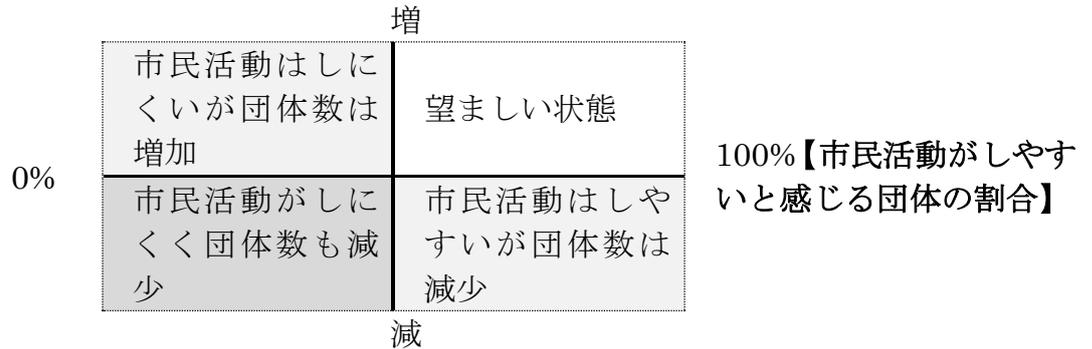
【区・自治会加入率】

		高	
低	加入者は多いが、不活発	望ましい状態	高 【地域活動が活発であると感じる市民の割合】
	加入者は少なく不活発	加入者は少ないが、活発	
		低	

(2) 市民活動の活性化状況分析②

「にぎわい交流館登録団体数」と「市民活動がしやすいと感じる団体の割合」の両者を下記のグラフに当てはめた場合に、どの領域に属するかで、市民活動の活性化状況を把握し、状況に応じた支援の方向性を探ります。

【にぎわい交流館登録団体数】



※ 参考 基本指標における他自治体との評価、分析

他自治体と一部の基本指標を比較し、評価、分析を行います。対象の自治体は地域性の近い近隣自治体とします。

基本指標による評価・分析

・経年の数値等を比較、分析

区・自治会加入率

4 まとめ

条例第 27 条及び日進市自治推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、条例に規定される定期的な評価について、前回の答申内容を踏まえた上で慎重に審議し、検討を行いました。

検討の結果、今後も引き続き「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項」の視点に分けて評価を行うこととし、次のような手法で実施することを求めます。

(1) 市民参加

対象となる事項の手続が 2 つ以上かつ望ましい方法により実施されているかの確認を継続します。

(2) 市民自治活動の支援及び協働の推進に必要な事項

条例第 21 条に規定される「市の執行機関が行うべき支援等」についての評価指標に基づき施策の実施について今後検証してください。基本指標については経年変化を把握し、その他の定量的又は定性的な指標と組み合わせることで詳細に評価・分析することを求めます。

さらに、(1)・(2) と併せて、今後もより効果的な市民参加手続の選択及び市民自治活動の推進をできるように職員への周知や職員研修等について実施していくことを求めます。